

# コンプライアンス方針

## 第1条 (総則)

この規定は、有限会社井上土建工業(以下『当社』とゆう)におけるコンプライアンスにおいて規定する。

## 第2条 (定義)

この規定におけるコンプライアンスとは当社が行うあらゆる活動の局面において、関連する

法令・条例・社内規定等文章化された社内ルール、法令の遵守をゆう。

## 第3条 (適用範囲)

この規定は当社全ての従業員(パートタイマー、嘱託等その者に適用する特別の定めをした場合はその定めによる)に適用する。

## 第4条 (責務)

役員、従業員は法令等に誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行する。

## 第5条 (遵守)

- ① 法令等、コンプライアンスに違反する行為
- ② 他の役員、従業員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- ③ 他の役員、従業員の法令等に違反する行為を黙認する行為
- ④ 人権の尊重  
人種・性別・年齢・宗教・国籍・身体的特徴・障がい者に基づく差別をしない。
- ⑤ 反社会的勢力に対してはいかなる場合も一切の関係を遮断する。
- ⑥ セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントなど、当社の秩序、風紀を乱すような発言や行動はしない。
- ⑦ 会社が支給しているものに対して不正に利用しない。
- ⑧ 廃棄物の処理(残土、塗料)など環境保護の意識の向上につとめること。

## 第6条 (通報の義務)

役員、従業員は、ほかの従業員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに会社に通報しなければならない。判断に迷うときは、取締役会に相談すること。

## 第7条 (懲戒処分)

会社はコンプライアンスに違反した者に対し、就業規則に従い懲戒処分等に付する。

## 第8条 (付則)

この規定は 2023 年 7 月 1 日 より実施する